

世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、世田谷区震災対策用井戸の指定及び維持管理等について必要な事項を定める。

(震災対策用井戸の種類)

第2条 震災対策用井戸として指定する井戸（以下「指定井戸」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 手動式ポンプ井戸
- (2) 電動式ポンプ井戸
- (3) 手動・電動式併用ポンプ井戸

(指定要件)

第3条 指定井戸は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 区内にあること。
- (2) 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定しているものであること。
- (3) 災害時に付近の住民に井戸水の提供ができる井戸であること。

(指定井戸所有者又は管理者の責務等)

第4条 区長は、指定井戸の所有者又は管理者（以下「指定井戸所有者」という。）に、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 指定井戸を適正に管理し、災害時に井戸水を付近の住民に提供すること。
- (2) 「震災時井戸水提供の家」の看板を門・扉・塀など近隣から見える場所へ表示すること。

2 区長は、災害対策に寄与するため、区が実施する次に掲げる事項を指定井戸所有者に承諾させるものとする。

- (1) 防災関係資料（防災マップ等）へ指定井戸に関する情報を掲載すること。
- (2) 防災を目的として活動する町会長、自治会長等の区民へ指定井戸に関する情報を提供すること。
- (3) 指定井戸の水質検査のため、区が委託する水質検査の業者に指定井戸に関する情報を提供すること。

(指定等の手続)

第5条 区長は、指定井戸として指定を受けようとする井戸の所有者に、震災対策用井戸指定申請書（第1号様式）により申請させるものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、審査を行い指定の可否を決定し、当該決定をしたときは速やかに申請をした者に対し、震災対策用井戸指定可否決定通知書（第2号様式）により通知する。

3 世帯主の変更又は相続等により、指定井戸所有者を親族内で変更した場合は、震災対策用井戸所有者（管理者）名義変更届出書（第3号様式）を区長に提出させるものとする。

4 住居の売買等により、指定井戸所有者を親族でない者に変更した場合で、引き続き指定井戸として指定を受けようとするときは、第1項の規定により申請させるものとする。

(維持管理等)

第6条 区長は、指定井戸の平常時の維持管理を指定井戸所有者に行わせるものとする。

2 指定井戸の水質検査は、登録時及び2年に1回（区が一年おきに一齐に実施するとき。）行うものとし、当該検査に係る費用は、区が負担する。

3 区長は、指定井戸の水質検査の結果について、必要に応じて町会長、自治会長に通知する。

4 区長は、指定井戸に係る修理に要した経費につき世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱（平成11年2月15日世防発第396号）に基づき、補助することができる。

(指定解除)

第7条 指定井戸の指定を解除する場合は、次に掲げるときとする。

(1) 指定井戸所有者から震災対策用井戸指定解除申請書（第4号様式）による申請があったとき。

(2) 第3条に規定する指定要件を満たさなくなったとき又は指定井戸所有者が第4条に規定する責務を果たさないとき。

(3) 区長が、指定井戸として適当でないと認めたとき。

2 前項第1号の場合においては震災対策用井戸指定解除決定通知書（第5号様式）、同項第2号又は第3号の場合においては震災対策用井戸指定解除決定通知書（第6号様式）により指定井戸所有者であったものに通知する。

附 則

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に選定基準に基づき震災対策用井戸の指定を受けている井戸で、所有者又は管理者が指定を継続する意思表示をしたものは、この要綱の規定に基づき指定を受けた指定井戸とみなし、指定の継続を希望しない旨の意思表示をしたものは、指定解除として取り扱う。

附 則（令和3年3月26日 2世烏地第907号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。